

【研究論文】

共同コミットメントを基盤とする「発話の権利」
現象の考察

田村 早苗 文学部准教授

研究論文

共同コミットメントを基盤とする「発話の権利」現象の考察

田村 早苗

Sanae TAMURA

目次

1. はじめに
2. 「発話の権利」と「責任者」「体験者」
 - 2.1. 伝達を前提とするコミュニケーション観への批判
 - 2.2. 純粋な「伝達者」が「発する」権利を持たないことばがある
 - 2.3. 一部の人が発話の特権性を持つことと相容れない
 - 2.3.1. 「責任者」と発話特権
 - 2.3.2. 発見の「た」
 - 2.3.3. 知識修正の「た」
3. なぜ「責任者」が発話の権利をもつのか
4. 共同コミットメントの形成と「責任者」の権利
5. おわりに

[Abstract]

Who Can Utter the Filler *Eeto*, Sentence-Final Particle *Ne*, and Modal *V-ta* in the Sentence-Final Position? Remarks on Joint Commitments

Sadanobu (2010, 2016, 2020a, b) highlights that Japanese speakers cannot always utter sentences with the filler *eeto*, sentence-final particle *ne*, or modal-like past form *V-ta* in the sentence-final position. Sadanobu argues that in uttering such sentences, the speaker must command the status of a decision-maker, consider plans or solutions, or have control. Although Sadanobu's generalization is clear and indicative, it remains unclear why speakers require a special status to utter such sentences. This study proposes a method for the analysis of such phenomena based on joint commitments (Gilbert 2013) or social commitments (Geurts 2019). Evidently, joint commitments enable a natural explanation of why speakers must command special status (often socially) for such utterances.

1. はじめに*¹

理論言語学、特に分析哲学や論理学の流れをくむ形式意味論・形式語用論においては、言語形式の意味はその真理条件によって表象される情報と捉えられ、言語コミュニケーションは言語形式の発話によって聞き手の情報状態を更新することだという見方に基づいて分析されてきた。

しかし、「情報の伝達」を基盤として言語コミュニケーションを捉える見方については、複数の観点から批判がなされている。

本稿では、定延(2016, 2020a, b ほか)が行っている伝達型コミュニケーション観への批判について、特に批判の根拠として提示されている「発話の権利」の現象に注目する。

「発話の権利」現象とは、情報伝達という側面から見れば同じ内容を伝えられそうに見える人物であっても、その人の立場や置かれている状況によってある種の言語形式を「発する権利を持たない」(定延2020a, b)という現象である。すなわち、「責任者」や「体験者」には特権性があり、そのような人にしか自然にできない発話があるという。詳細は2節で

キーワード：フィラー、終助詞、ムードの「た」、共同コミットメント、社会的コミットメント
Key words: filler; sentence-final particle; modal *V-ta*; joint commitments; social commitments

述べるが、対象とする現象の一端を示すためにここで定延(2020a)の例を1つ挙げておく。次のような場面での発話である(場面の説明は田村による要約)。

場面：薬 A を投与された患者が、持病の薬 B も一緒に飲んでよいかと窓口の看護師に尋ねる。看護師は窓口の仕事をしつつ奥にいる医師に問いかけ判断を仰ぐ。医師は大丈夫と答え、看護師は患者にそれを伝える。

- (1) a. その薬は大丈夫です。
 b. えーと、その薬は大丈夫ですね。
 (定延2016, p. 75, (3.1))

この場面において看護師が(1a)の返答をすることは自然だが、(1b)のようにフィラーの「えーと」や終助詞の「ね」を伴う発話をするのは不自然となる。いっぽう、似た場面で窓口の看護師が医師に問いかけたとき、医師が直接患者に対して発話したと考えると(1a)と(1b)のどちらの発話も自然になる。

「薬 B を一緒に飲んでも大丈夫である」という情報を持ち、それを伝達するという観点から見ると、看護師と医師の間に差はない。にもかかわらず、(1b)の発話を自然にできるのは医師だけである。それは、医師が治療に関する「責任者」であり「発話の権利」を持つからだというのが定延の分析である。このような「発話の権利」現象を1つの根拠として、定延(2016, 第3章)は伝達を前提とするコミュニケーション観が適切でない結論付けている。

本稿の目的は、定延が指摘する「発話の権利」の現象がなぜ生じるのかについて、対話をコミットメントの表明や共同コミットメントの形成という社会的・共同的行為と見なす立場から考察を加えることである。発話について、「知識」や「信念」の伝達ではなく、「コ

ミットメント」の表明と分析する立場は、形式意味論・形式語用論の研究でも一般的になっている(Gunlogson 2001, Geurts 2019; 三木2019の「共同性基盤意味論」の提案も参照)。この枠組みで発話の権利に関する言語現象を分析できるのか、適切に分析するために何が必要なのかを検討していく。

2. 「発話の権利」と「責任者」「体験者」

本節では定延(2010, 2016, 2020a, 2020b)にもとづいて「発話の権利」が発話のパターンに与える影響についてまとめる。

2.1. 伝達を前提とするコミュニケーション観への批判

そもそも、定延による一連の研究が「発話の権利」に関する現象に注目したのは、伝達を前提とするコミュニケーション観が、コミュニケーションの全てを適切に捕らえられないという批判の1つの根拠としてである。定延(2016, 第3章)ではこの点について詳細に論じられている。

ここで定延が批判の対象とする「伝達」を前提としたコミュニケーション観というのは、古典的には Shannon and Weaver (1949) のコードモデルにさかのぼる、発信元と全部あるいは一部同じものが受信者側に復元されるという、情報論や言語分析でも広く用いられ、また日常の直感にも根差した見方である。

定延(同)によれば、伝達を前提とするコミュニケーション観は、言語研究の側面から見て少なくとも4つの無視できない問題点がある。

- (2) a. 純粋に伝達のみに従事しているように見える人間は、いくつかのことばを発する「権利」を持たない。
 b. 発話の「権利」ということ自体、伝達を前提とするコミュニケーション

ン観では受け入れられない。

- c. 伝達という観点からすれば無意味なはずのさまざまなことばが、状況によって自然に発せられたり、発せられないと不自然になったりする。また、発せられると丁寧、発せられないと失礼と感じられることがある。
- d. 伝達を前提とするコミュニケーション観では、ことばの「微妙なあや」はどれも信号送信の強弱としてしかとらえられず（すなわち、「強調」か「やわらげ」と片付けられ）実質的な記述ができない。

4つの問題のうち、「発話の権利」が関わる(2a)と(2b)について、次節で言語現象の例を挙げつつ整理する。

2.2. 純粋な「伝達者」が「発する」権利を持たないことばがある

まず、(2a)の問題点について論じる。これは、第1節で挙げた例(3)（以下に再掲）に関わる。

場面：薬Aを投与された患者が、持病の薬Bも一緒に飲んでよいかと窓口の看護師に尋ねる。看護師は窓口の仕事をしつつ奥にいる医師に問いかけ判断を仰ぐ。医師は大丈夫と答え、看護師は患者にそれを伝える。

- (1) a. その薬は大丈夫です。
- b. えーと、その薬は大丈夫ですね。
(定延2016, p. 75, (3.1))

このような場面では、話者によって判断に多少の差はあるものの、看護師の返答の発話として(1a)は問題なく自然だが、(1b)は自然さが低い。いっぽう、類似の場面で医者が(1b)を発するのは自然である。これは、

検討中のフィラーである「えーと」や検討結果を見極める際の終助詞「ね」を発する「権利」について、医者と看護師の間に違いがあるからだと定延(2016)は論じている。

では、医者と看護師の発話の「権利」に違いを生じさせるのは何か。定延は、2者の会話における立場の違いが要因だと論じている。医者は、薬Bを薬Aと一緒に飲んでも良いか否かという問題について答えを作り出す「責任者」の立場にある。いっぽう、看護師は医者の判断で作られられた情報を患者に伝える「伝達者」であり、「責任者」ではない。「えーと」や「ね」を発することで回答をあらさまに検討してみせられるのは、責任者に限られるというのが定延の指摘である。

この点は、伝達を前提とするコミュニケーション観と組み合わせると望ましくない結果をもたらす。「伝達」という観点から言えば、看護師は発信元である医者からの情報をそのまま受信者である患者に伝えていることになり、純粋な「伝達者」と見なすことができる。つまり、伝達を前提とするコミュニケーション観からすると、看護師が行っていることこそ典型的なコミュニケーションと言える。しかし、純粋な「伝達者」である看護師は言語コミュニケーションにおいて頻出するフィラーや終助詞の一部を発する権利を持たないのである。これは、それらのフィラーや終助詞が伝達を前提とするコミュニケーション観が扱える範囲を外れていることを示し、問題となる。

2.3. 一部の人が発話の特権性を持つことと相容れない

本節では、ある種の言語パターンについて一部の人が発話の権利をもつという特権性について、定延(2016, 第3節)の議論と例文を示す。特権性を持つのは、前節の(1b)のような「責任者」の場合に加えて、「体験者」の場合もあると定延は論じている。本稿では

特に「責任者」が発話の特権性を持つ場合について取り上げる。

2.3.1. 「責任者」と発話特権

「責任者」が発話の権利を持つ言語パターンとして、定延(2016)はフィラー、終助詞に加えて、「スー」という空気すすりや、いわゆる「ムードの「た」」を挙げている。ここでは、ムードの「た」を例として挙げる。

現代日本語の「た」について、単純な発話時から見た過去を表すとは考えにくい例が見られることは広く知られている。定延(2010, 2016ほか)はこのようなムードの「た」の下位タイプとして「発見の「た」」「知識修正の「た」」「思い出しの「た」」を取り上げ、その使用に「責任者」の特権性が関わると主張している。以下に、「発見の「た」」と「知識修正の「た」」の例を挙げる。

2.3.2. 発見の「た」

場面 - 発見①：2人の人物 X と Y があるネコを探している。「どこにいったのかな」「いないねー」などと話しながらやってきて、探しているネコを見つけた。

- (4) a. あ、あんなところにいる。
 b. あ、あんなところにいた。
 (定延2010, 16-17, (8a-b))

上の場面では、(4a), (4b) とともに X や Y は自然に発話することができる。猫は発話時で2人の前にいるのであるから、(4b) の「た」が純粋に発話時から遡った過去を表すとは言いにくい。発見の場面であれば使用可能になる。発見場面で「た」が使用可能な理由として、定延(2010, 2016)は「ネコがいるかないか、どこにいるか」という探索を始めた時点が情報のアクセスポイントとなり、後に猫を発見した際に過去の情報のアクセスポ

イントが利用可能となるためと分析している。

いっぽう、次の場面では、Z は X や Y に聞こえるように (5a) を発話して猫の居場所をそれとなく教えることはできる。しかし、発見の「た」を用いた (5b) を Z が発話すると不自然になる(あるいは、Z が会話に割り込む無遠慮な人物という印象になる)。

場面 - 発見②：2人の人物 X と Y があるネコを探している。「どこにいったのかな」「いないねー」などと話しているのを漏れ聞いた2人と面識のない人物 Z が、何気なく目をやった先にそれらしいネコを見つけた。

- (5) a. あ、あんなところにネコがいる。
 b. あ、あんなところにネコがいた。
 (定延2010, 16-17, (8c-d))

この場面で Z が発見の「た」を使用できないのは、Z が「部外者」(定延2010, p. 17)であり猫探しに関して「責任者」の立場にないからだというのが定延の説明である。つまり、「発見」したというだけでは「た」を用いることができず、発話の権利を持つためには「責任者」である必要がある。

2.3.3. 知識修正の「た」

場面 - 知識修正①：4人で車に乗り込んだが、なぜか発車しようとしても車が動かない。不思議がってあれこれ原因をさがしたあと、運転手が間違えてブレーキを踏んでいることが分かった。(運転手がブレーキを踏んだままの状態で…)

- (6) a. あ、ブレーキ踏んでる。
 b. あ、ブレーキ踏んでた。
 (定延2016, 82, (3.5a-b))

この場面では、運転手がブレーキを踏んだままの状態が発話するのであれば、「運転手がブレーキを踏んでいる」は現在の事態であるはずである。だが、運転手は(6a)だけでなく(6b)も自然に使うことができる。この「た」は「ブレーキは踏んでいないはず」というそれまでの話し手の知識を修正する気持ちを意味するように見える。発見の「た」の場合と同様に、知識修正の「た」についても定延は情報のアクセスポイントが過去に設定されることが「た」の使用を可能にするのだと分析する。つまり、後から見れば修正すべき知識を持っていた過去の時点が情報のアクセスポイントとなると論じられている。

ただし、発見の「た」の場合と同様、知識修正の「た」を発話する権利も「責任者」に限られる。上の「場面-知識修正①」であれば、運転手だけが(6b)を自然に発話することができ、それ以外の同乗者が発すると不自然になる。

3. なぜ「責任者」が発話の権利をもつか

前節までで、定延(2010, 2016, 2020a, 2020b)ほかにもとづいて、フィラーや終助詞、ムードの「た」について、発話の権利を持つのが「責任者」に限られるという現象をみた。しかし、このような「発話の権利」の現象がなぜ生じるのかという要因について、定延は十分な分析を与えているとは言にくい。

定延(2016)の時点では、「責任者」の発話特権については現象の説明ではなく記述的な一般化に留まっていると定延自身も述べている。例えば、(1)の看護師の例のようなフィラーや終助詞については、(7)のように記述したうえで、(8)のように続けている。

(7) a. あからさまに検討してみせる発話(「えーと」)や、あからさまに検討結果

を見極めてみせる発話(「～ね」)は、単なる情報の伝達ではない。

b. これらの発話は、会話の中で焦点となっている問題を自分の問題として引き受け、答を出そうとする「責任者」の立場に立つ者特有の行動である。(定延2016, 142, (3.57))

(8) [(7)]は、「責任者」の特権性という現象を説明するものではなく、単にこの現象を記述したものに過ぎない。あからさまに検討してみせる発話や、あからさまに検討結果を見極めてみせる発話がなぜ「責任者」特有の行動になるのかという問題は、今後解き明かされなければならない問題として我々の前に残る。(同 p. 142)

その後、定延(2020b)では会話分析やコミュニケーション分析、他言語の現象などを見つつ、「責任者」の特権について考察が深められている。それによると、「責任者」の特権とは「いま、ここ、現実」という現場から一時的・部分的に離脱するコミュニケーションを行う特権」(定延2020b, p. 206)と述べられている。より詳しくは、コミュニケーションの中で生じている問題の検討に集中するために、自己の心内世界への離脱をすることが認められるのが、責任者の特権であると論じられている。

このような分析は示唆深いものではあるが、なぜ責任者だけがその特権を持つのか、コミュニケーションにおいてその特権を発揮することがどのような意味を持つのかについてはいまだ明確とは言えない。

4. 共同コミットメントの形成と「責任者」の権利

本節では、会話を談話参与者間のコミット

メントの表明と共同コミットメントの形成として分析する Gunlogson (2001) や Geurts (2019) の枠組みに照らした場合、「責任者」がもつ発話の特権はどのようにとらえることができるか、1つの考察を提示する。

形式意味論・形式語用論の言語分析モデルでは、伝統的には定延 (2016) や三木 (2019) が批判するような「伝達」や話し手の「意図」を基盤にした分析が進められてきた。しかし、扱う言語現象の範囲が広がるにしたがって、会話のより社会的・共同的な側面に注目が集まるようになり、言語形式が話し手の信念や意図を表象し発話によってそれが聞き手に伝達されるというモデルから、発話によって話し手の持つコミットメントが表明されたり、談話参加者の共同コミットメントの形成や調整が行われるという枠組みでの分析が一般的となっている。

このような分析では、 p という命題を表す発話は「 p が真であるものとして振る舞います」という話し手のコミットメントの表明とされ、その後の話し手のふるまいや責任を左右する社会的な規定・合意として働くことになる。つまり、 p が真であるという前提にもとづいて以後行動するという制約が生じるのである。

さらに、コミットメントは発話者個々が持つものだけではなく、集団としての「共同コミットメント joint commitments」(Gilbart 2013) や「社会的コミットメント social commitments」(Geurts 2019) も存在すると考えられる。このような共同コミットメントを言語分析の枠組みに取り入れることで、発話の権利に関わる現象をより精緻に分析できるのではないかと筆者は考える。

談話参加者が発話場を共有して行うコミュニケーションには共同コミットメントの形成が関わる (三木 2019)。例えば、「私はこれから毎朝ジョギングをする」と一人で行うのであれば、これは自分の個人的コミットメ

ントを追加するにとどまる。しかし、「私たちはこれから毎朝ジョギングをする」と発話場を共有して言うのであれば、この発話は共同コミットメントの形成・調整を引き起こすことになる。

しかし、共同コミットメントを形成するような発話は、誰にでも許されるようなものではないだろう。共同コミットメントは他者をも巻き込んだ制約・義務を左右するものであるから、その形成にかかわる情報を「あからさまに検討したり見極めたりしてみせる」ことができるのは責任者に限られるのではないか。これが、フィラー「えーと」や終助詞「ね」の使用の権利に関わるというのは十分考えられる。

また、すでに形成されている共同コミットメントに対して、情報の修正や削除をしたり、コミットメントの形成過程にさかのぼって検討したりするというのも、コミットメントの形成過程に責任を持つような談話参加者集団の「特権的」あるいは「正式」なメンバーに限られるだろうというのも、自然な分析と考えられる。この点によって、発見の「た」を発話する権利が部外者には与えられなかったり、知識修正の「た」の使用の権利が責任者に限られたりすることも分析可能と考えられる。

5. おわりに

本稿の目的は、定延 (2010, 2016, 2020a, b) が取り上げる「発話の権利」現象がなぜ生じるのかについて、コミットメントの表明や共同コミットメントの形成・調整にもとづく対話観、コミュニケーション観から考察した。

なお、本稿では個別の言語現象に対する細かな分析は示すことができなかつたため、今後の課題とする。

〔謝辞〕

本研究は科研費基盤研究(C)「コミットメントの概念に基づく主観性表現・モダリティ表現の意味論的分析」(課題番号:21K00485)の助成を受けたものです。

〔注〕

(1) 本論文の田村(2022)の口頭発表の内容に基づいて加筆修正を加えたものである。

〔参考文献〕

- Geurts, B. (2019) Communication as commitment sharing: speech acts, implicatures, common ground. *Theoretical Linguistics*, 45(1-2), 1-30.
- Gilbert, M. (2013) *Joint Commitment: How We Make the Social World*. Oxford Univ. Press.
- Gunlogson, C. (2001) *True to form: Rising and falling declaratives as questions in English*, Ph. D thesis, UC Santa Cruz.
- 三木那由他 (2019) 『話し手の意味の心理性と公共性』 勁草書房
- 定延利之編 (2020) 『発話の権利』 ひつじ書房
- 定延利之 (2020a) 「序論」定延利之編『発話の権利』 ひつじ書房, 1-25.
- 定延利之 (2020b) 「『発話の権利』とはどういう現象か」定延利之編『発話の権利』ひつじ書房, 197-224.
- 定延利之 (2016) 『コミュニケーションへの言語的接近』 ひつじ書房
- 定延利之 (2010) 「『た』発話をおこなう権利」『日本語／日本語教育研究』1, 5-30.
- 田村早苗 (2022) 「『あからさまにやってみせる』について考えてみる」言語学フェス2022, 発表 No. 24, 2022年1月29日オンライン開催.

